

# 国立大学法人運営費交付金の在り方、 大学ガバナンス改革について

平成26年10月21日



文部科学省

# 「国立大学改革プラン」に基づく国立大学改革

- 第3期中期目標期間(平成28年度～)においては、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学を目指す。
- 国立大学が社会の期待にスピード感を持って目に見える形で応えるため、「社会の変化に対応できる教育研究組織づくり」「国際水準の教育研究の展開、積極的な留学生支援」「大学発ベンチャー支援、理工系人材の戦略的育成」「人事・給与システムの弾力化」「ガバナンス機能の強化」を推進。
- 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し抜本的に見直す。

## 各大学の機能強化の方向性

### ◆世界最高水準の教育研究の展開拠点

- ・ 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点の形成
- ・ 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

### ◆全国的な教育研究拠点

- ・ 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点の形成
- ・ 世界に開かれた教育拠点の形成
- ・ アジアをリードする技術者養成

### ◆地域活性化の中核的拠点

- ・ 地域のニーズに応じた人材育成拠点の形成
- ・ 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する地域活性化機関

# 運営費交付金による改革に向けた取組

- 国立大学改革プランにおいて、第3期中期目標期間(平成28年度から)に各大学が強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学を目指している。
- 第3期中期目標期間には、運営費交付金の在り方の抜本的な見直しにより、各学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な「組織力」を高めるために必要となる「資源再配分」の実施や教育研究組織や社会的なニーズを的確に把握・分析する仕組みや組織づくりなどの取組を行っていくことにより、自主的・自律的かつ永続的な改革を進めていく必要。

参考:国立大学改革プラン(平成25年11月)抜粋

## 6. (1) 社会の変化に対応できる教育研究組織づくり

- ・ ミッションを踏まえ、学部・研究科等を越えた学内資源配分(予算、人材や施設・スペース等)の最適化、大学の枠を越えた連携、人材養成機能強化等の改革を改革加速期間中に実施する大学に対し、国立大学法人運営費交付金等により重点支援

## 6. (4) 人事・給与システムの弾力化

- ・ 年俸制の導入等を条件化

## 7. 自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- ・ 第3期における国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直す
- ・ その際、改革加速期間中(平成25～27年度)の取組の成果をもとに、
  - ・ 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
  - ・ 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

# 運営費交付金等による改革に向けた取組状況①

- 平成26年度予算から、これまでの各部署・教員個人によるプロジェクトとして、各大学それぞれの教育研究ニーズに応じた取組への支援から、国の政策の方向性や学長の改革構想に基づく、各大学の強み、特色を活かした機能強化を支援する方向に転換。運営費交付金において18大学に対して重点配分するとともに、年俸制導入促進費を創設し、人事・給与システムの改革を支援。

## 【機能強化を推進する改革構想例】

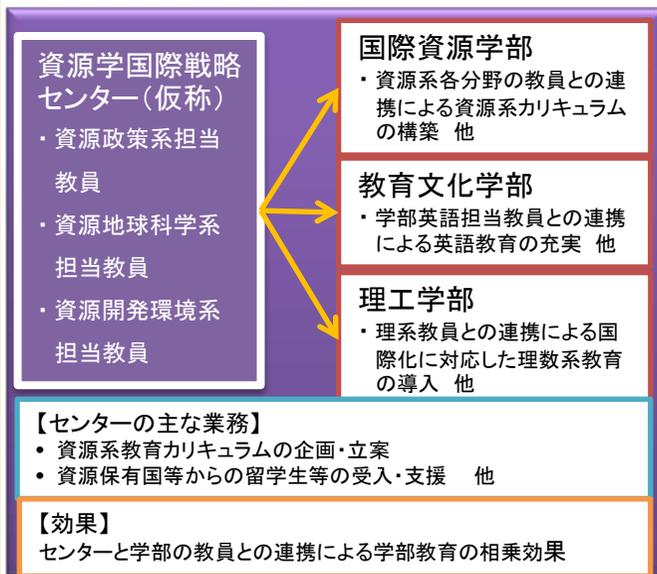
### 京都大学

工・理・医薬系の各分野トップレベルの研究者をハーバード大学やオックスフォード大学等から招聘し、国際連携スーパーグローバルコースを構築。院生への研究指導を通じて世界と競う人材を育成。



### 秋田大学

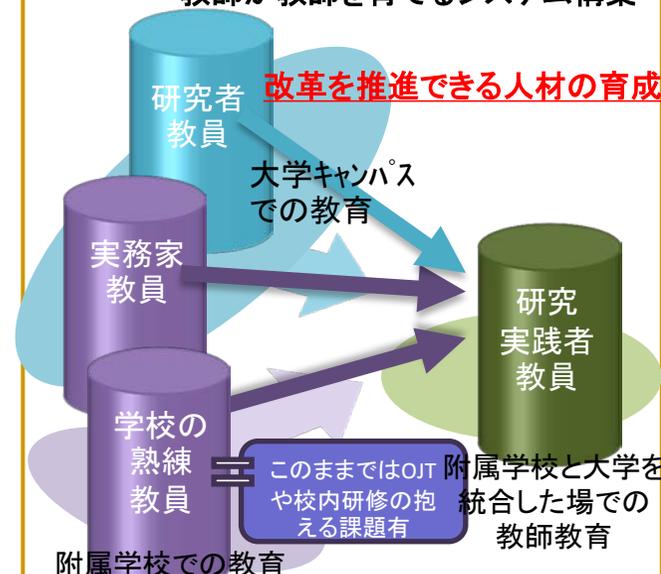
鉱山学部の蓄積を活かした国際資源学部を中心に、国内外の資源に関わる企業・政府機関等の多様な分野で活躍できる人材の養成を行い、我が国の資源・エネルギー戦略に寄与。同時に教育文化学部、理工学部を含めた全学的な組織再編成による人的資源を再配置。



### 福井大学

教職大学院を附属学校に置き大学ではなく附属学校を拠点校として教師教育を展開。拠点校に教職大学院の教員が出向き教育実践を行うことで、福井県全8,000人の教員の資質向上に寄与。

#### 教師が教師を育てるシステム構築



# 運営費交付金等による改革に向けた取組状況②

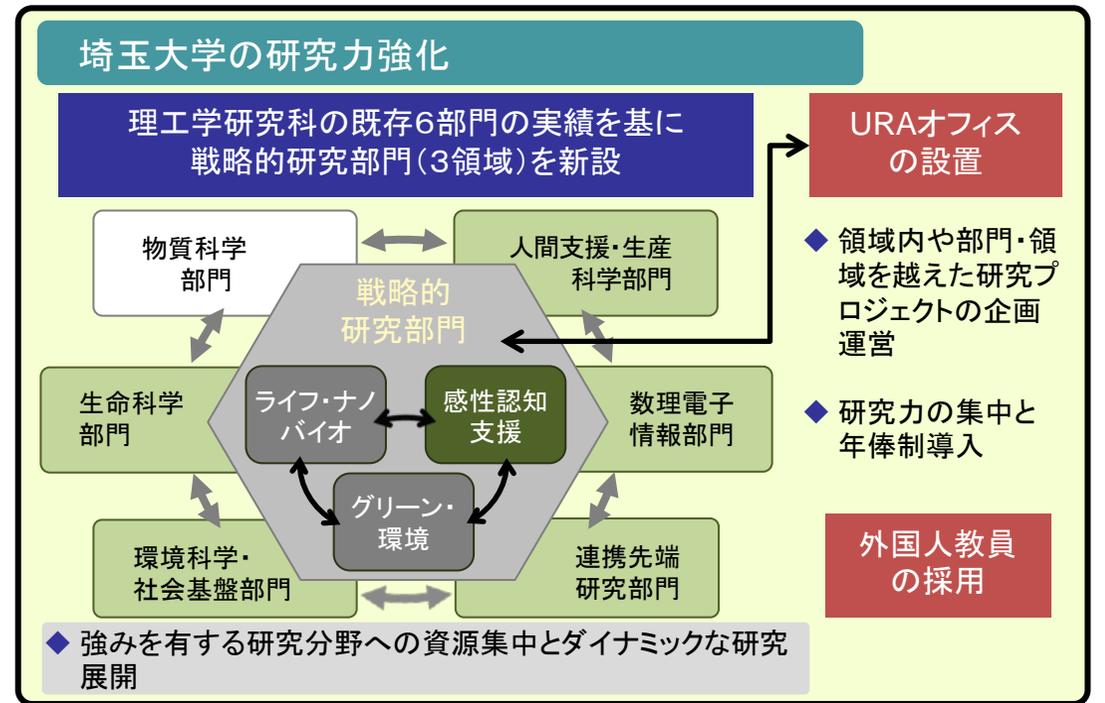
- また、「ミッションの再定義」で明らかにされた各国立大学の有する強みや特色、社会的役割を中心に第3期中期目標期間を見据えた改革構想をさらに加速化する重点支援として、「国立大学改革強化推進補助金」において7大学(平成25年度)を採択。

## 【国立大学改革強化推進補助金による大学の重点支援例】

### 埼玉大学

#### 学部の枠を越えた再編・連携による大学改革

ミッションの再定義において、特定した大学としての強みや特色をさらに伸ばすために、全学的に資源の戦略的再配分を行い、ライフ・ナノバイオ、グリーン・環境、感性認知支援等、強みを有する研究分野への資源集中により研究力強化を図る。また理工系人材育成の量的・質的強化とともに、人文社会系人材育成の質的強化及び教員養成の質的強化に向けた組織再編により教育研究機能を強化する。



→ これらの取組を通じて、大学の強み・特色を生かした改革に取り組む大学を支援

## ＜運営費交付金の配分の在り方の見直し＞

### ○運営費交付金の配分方法等の仕組み

- ・ 各大学等における強み・特色の一層の伸長や機能強化の方向性(世界最高水準の教育研究を展開する拠点、全国的な教育研究拠点、地域活性化の中核的拠点等)に応じたきめ細かい支援の在り方(重点配分のルールなど)
- ・ 教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境のルール化 など

### ○予算配分に反映するための評価等(評価に基づくメリハリある配分など)

- ・ 各大学等が指向する機能強化の方向性等に即したきめ細かい評価指標の設定 など

→ 第3期中期目標期間における運営費交付金の在り方については、文部科学省に有識者会議を10月中に設置し検討を行い、平成27年年央までに一定の結論を得る。

# 大学ガバナンス改革について①

## 基本的な考え方・経緯

- 各大学が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制の構築が不可欠。
- 中央教育審議会大学分科会におけるとりまとめにおいても、
  - ・ 大学ガバナンスを整理する上で、ステークホルダーとの関係、権限と責任の明確化など、「コーポレート・ガバナンス」の考え方が参考となる点については、積極的に取り入れることが望ましい。
  - ・ 一方で、大学制度が、構成員自治に基づく自律的運営を基礎とし、また、学問の多様性・継続性を維持すべき社会的な使命を負うなど、営利を追求する「コーポレート・ガバナンス」とは本質的に異なる点も多いことに留意する必要がある。等、「コーポレート・ガバナンス」と大学のガバナンスの関係についての議論が反映されたところ。
- こうした考え方に基づき、本年2月の中央教育審議会大学分科会審議とりまとめを踏まえ、第186回通常国会において、学長の補佐体制の強化や教授会の役割の明確化、国立大学の学長選考の透明化等を図るため、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正を行ったところ。  
(施行：平成27年4月1日)
- その上で、文部科学大臣決定に基づき「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」を開催し、「大学が果たすべき社会的責任」、「権限と責任の一致」、「大学の自治の尊重」等、法律改正の基本的な考え方を明らかにしつつ、各大学が今回の法律改正に当たって留意すべき事項等を各大学に周知している。

## 主な改正事項

### 1. 学校教育法の改正

#### ✓ 副学長の権限を拡充

(「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」ことを規定)

→学長の指示を受けた範囲の校務については、副学長も学長同様の責任を持ち、学長に代わって教授会から意見を聴いたり、校務を処理することを可能とし、学長の補佐体制を強化。

#### ✓ 教授会の役割を明確化

教授会は

- ・ 「教育研究に関する事項」について審議する機関であること
- ・ 決定権者である学長に対して、「意見を述べる」関係にあること

を法律上明記

→学長が大学における最終的な決定権者であることを明らかにするとともに、教授会が本来果たすべき役割を明確化。学長のリーダーシップ、大学運営における権限と責任の一致を確立。

## 2. 国立大学法人法の改正

### ✓ 学長選考会議の主体的選考を促進

- （ 国立大学法人の学長選考に関し、  
・ 学長選考会議による学長選考の基準の策定  
・ 学長選考の基準、学長選考の結果・理由・過程の公表 ）

→学外者を含む学長選考会議自らが、それぞれの大学のミッションを見通した上で、求めるべき学長像を明確に示した基準を定め、基準に基づく選考を行うこととすることで、大学のミッションや社会のニーズに照らした、よりふさわしい候補者の選定を促進。

→あわせて、学長選考会議が、選考した学長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うことを、各大学宛に通知し、学長の業務執行に当たっての責任を確保する体制を構築。

### ✓ 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

→国立大学における社会との接点や経営的観点の重要性が一層増していることに対応し、経営協議会の学外委員が、その専門性や社会的背景を活かして、より主導的かつ積極的に審議に参画。

学外の有識者の意見を運営に適切に反映させつつ、社会や地域の多様なニーズを的確に反映した大学経営を確保。

→あわせて、学外委員の意見がより適切に審議に反映されるよう、運営の在り方についても見直し。

各大学においては、法改正の内容を踏まえ、内部規則等の総点検・見直しを実施。

# 大学ガバナンス改革について④

## 3. 監事機能の強化等(独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正)

→国立大学法人の監事について、独立行政法人と同様、以下の事項を新たに規定。

- ✓ 監査報告の作成義務
- ✓ 役職員や子法人への調査権限
- ✓ 法人から文部科学大臣へ提出される書類の調査義務
- ✓ 役員による法令違反・不正についての学長及び文部科学大臣への報告義務
- ✓ 監事の任期を現行の2年から4年に延長
- ✓ 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を役員が発見した際の監事への報告義務

## 4. 附則関係

今回の法律改正により、大学のガバナンスは相当程度改善するものと認識。国立大学については、今後の社会経済情勢のさらなる変化を考慮すれば、制度改正の実施状況なども踏まえて、今後、一層の制度改善の検討が必要と考えられる。

このため、改正法附則の規定に従い、学長選考会議の構成その他国立大学のガバナンスに関する制度について、法律の施行後、今回の改正法の状況を十分に勘案した上で検討を行うこととしている。

→「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」において今後検討

# 参考資料

# 「国立大学改革プラン」の進捗状況①

改革加速期間中の機能強化の取組	進捗状況
<p>1. 社会の変化に対応できる教育研究組織づくり</p> <p>○ <u>各大学の強み・特色・社会的役割(ミッション)を整理・公表</u></p> <p>○ <u>学部・研究科を越えた学内資源配分の最適化等を実施する大学に対し、国立大学法人運営費交付金等により重点支援</u>            (改革加速期間中に各大学への改革の取組への配分及び影響額を3～4割に)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆ 2015年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額を3～4割とすることを目指す。</p> </div> <p>○ <u>国立大学法人評価委員会の体制を平成25年度中に強化</u></p>	<p>● <u>本年3月までに整理・公表済。</u></p> <p>● <b>【国立大学法人運営費交付金】</b>            本年度予算において、機能強化を推進する<u>18大学に対して重点配分を実施。</u>  <b>【国立大学改革強化推進補助金】</b>  <u>昨年度新たに7大学を採択。今年度分は配分先を最終調整中。</u>            →配分終了後、各大学への改革の取組への配分及び影響額について算出。</p> <p>● 本年2月に<u>委員を増員(23名→27名)</u>。産業界からの人材を含む多様な人材を確保。</p>
<p>2. 国際水準の教育研究の展開</p> <p>○ <u>国際化を断行する大学を重点的に支援し、スーパーグローバル大学を創設。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆ 今後10年間(2023年まで)で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す。</p> </div>	<p>● 本年9月に「<u>スーパーグローバル大学創成支援</u>」採択構想を決定。タイプA(トップ型)について、国立大学11校、タイプB(グローバル化牽引型)について国立大学10校を採択。</p>

# 「国立大学改革プラン」の進捗状況②

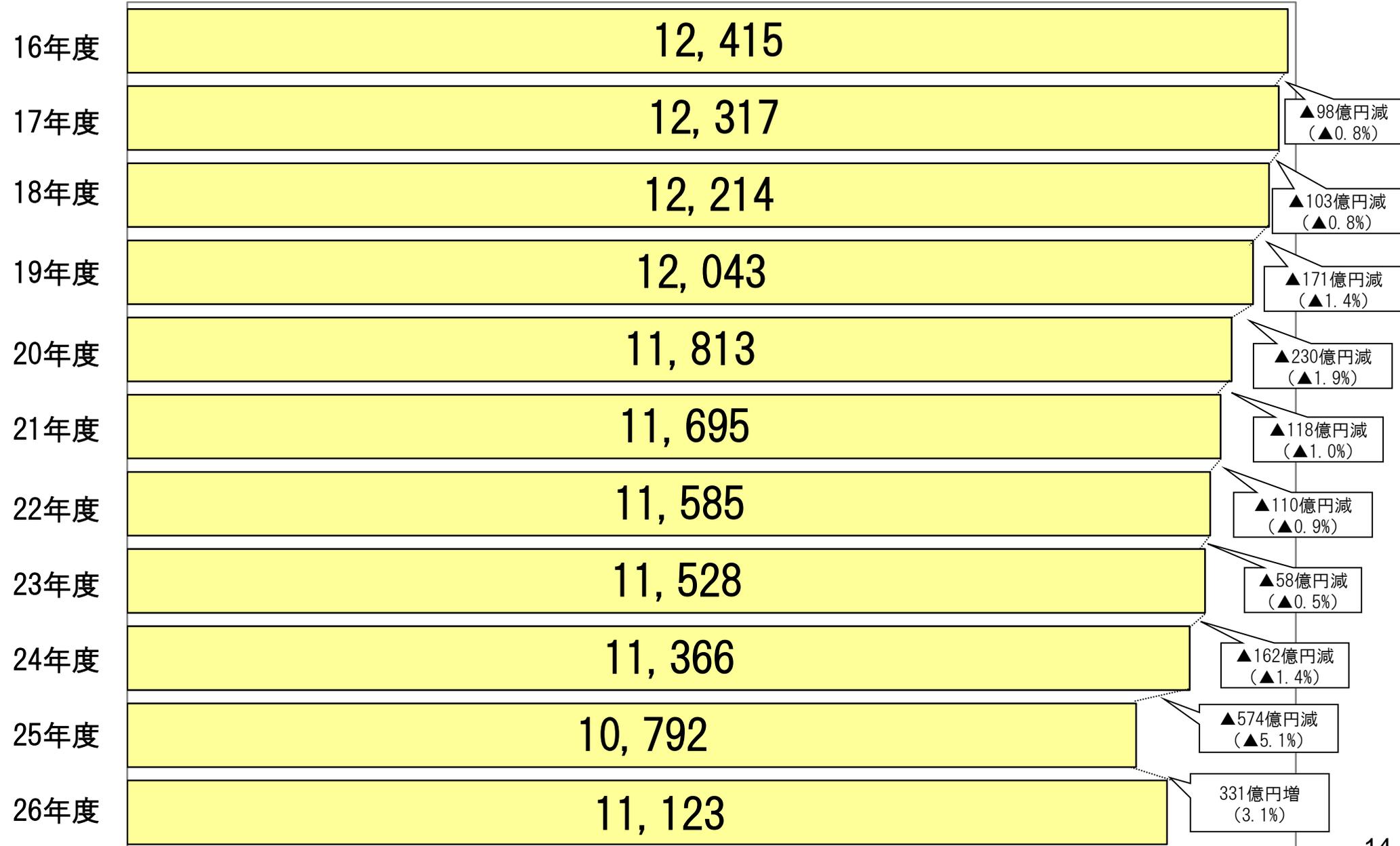
改革加速期間中の機能強化の取組	進捗状況
<p data-bbox="132 182 576 225">3. 積極的な留学生支援</p> <p data-bbox="132 268 994 362">○<u>日本人学生等の海外留学をきめ細かく支援する官民が協力した新たな制度を創設。</u></p> <div data-bbox="174 386 1031 486" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="188 401 1006 472">◆2020年までに海外への大学生等の留学を6万人から12万人へ倍増</p></div> <p data-bbox="132 611 1027 705">○<u>各大学の特色にあわせた重点地域等を設定し、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを実現。</u></p> <div data-bbox="174 729 1031 829" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="188 743 1006 815">◆2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増</p></div>	<p data-bbox="1079 268 1953 562">●民間資金を活用した海外留学支援制度「<u>トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム</u>」を創設。第1期生として106校、323人を選抜し、本年8月以降、順次海外留学を開始。第2期生についても、10月に募集し(500名採用予定)、平成27年4月以降、海外留学開始予定。</p> <p data-bbox="1079 611 1939 805">●昨年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受け入れ戦略」を取りまとめ、優秀な<u>外国人留学生を戦略的に確保するための重点地域等を設定。</u></p>
<p data-bbox="132 879 986 922">4. 大学発ベンチャー支援、理工系人材の戦略的育成</p> <p data-bbox="132 965 982 1059">○<u>国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする。</u></p> <div data-bbox="174 1072 1031 1172" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p data-bbox="188 1086 1006 1158">◆10年(2023年まで)で20以上の大学発新産業創出を目指す。</p></div> <p data-bbox="132 1250 870 1293">○「理工系人材育成戦略」(仮称)を策定。</p>	<p data-bbox="1079 965 1953 1208">●産業競争力強化法において国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする制度を創設。<u>阪大及び京大からの、大学発ベンチャー支援会社の設立に係る計画を認定済。</u>今後、順次事業開始の予定。</p> <p data-bbox="1079 1250 1939 1393">●初等中等教育段階の取組から高等教育段階の教育研究機能の活用まで横断的に検討を実施。早期の策定に向け最終調整中。</p>

# 「国立大学改革プラン」の進捗状況③

改革加速期間中の機能強化の取組	進捗状況
<p><b>5. 人事・給与システムの弾力化</b></p> <p>○運営費交付金について、必要額を確保した上で、退職手当にかかる配分方法の見直し等を図りつつ、人事・給与システム弾力化を加速（<u>改革加速期間中に1万人規模で年俸制・混合給与を導入</u>）。各大学において、適切な業績評価体制を確立。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆年俸制又は混合給与対象者を、2014年度は6,000人、2015年度は1万人規模とすることを目指す。</p> </div> <p>○シニア教員から若手・外国人へのポスト振替等を進め、<u>改革加速期間中に1,500人分の常勤ポストを政策的に確保</u>。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◆3年間(2016年まで)で1,500人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示を目指す。</p> </div>	<p>●<u>国立大学法人運営費交付金において、年俸制導入促進費を創設</u>。現在、各大学において年俸制創設に向けた制度設計等を検討中であり、準備ができた大学から順次経費の支援を実施(本年11月に、各大学の状況を取りまとめる予定)。</p> <p>●年俸制等の促進により、<u>若手・外国人研究者に対する教育研究環境整備も含め、支援</u>(本年11月に、各大学の状況を取りまとめる予定)。</p>
<p><b>6. ガバナンス改革</b></p> <p>○教授会の役割の明確化等、中央教育審議会の検討結果を踏まえて、<u>所要の制度改正や支援</u>を実施。</p>	<p>●大学のガバナンス改革を推進するため、<u>本年6月に、学校教育法及び国立大学法人法を改正</u>。法改正を受け、各大学において内規の見直し・総点検に着手。</p>

# 国立大学法人運営費交付金予算額の推移

(単位：億円)





# 国立大学等の機能強化を推進する改革構想（平成26年度からの取組）

## 世界水準の教育研究活動の飛躍的充実

### 北海道大学

北海道大学の強みを集約した総長直下の教育研究組織に**海外から一線級教育研究ユニットを誘致**し、先端的国際共同研究により生み出される実績をもとに、新学院「**量子医理工学**院」及び「**国際感染症学院**」を設置

### 筑波大学

国際的通用性のある**教育システム(学位プログラム制・日本版チューニング・企業や外国の大学との学位プログラムの実施)**を構築し、大学のグローバル化を推進

### 東京農工大学

「**グローバルイノベーション研究院**」の設置やグローバル教育制度(英語による教育や全学生の海外経験支援等)の創設により、**国際理系グローバルイノベーション人材の養成を推進**

### 京都工芸繊維大学

世界ランキング15位に選出された実績等を踏まえ、**建築・デザイン分野**で海外一線級の**スタンフォード大学等からの研究者招へい**や**海外拠点整備**等により機能を強化

### 東北大学

東北大学の強みである**スピントロニクス分野にシカゴ大学**や**ミュンヘン工科大学等から世界トップクラスの研究者を招へい**し、**国際共同大学院**を構築

### 東京大学

東京大学のグローバル化を飛躍的に加速するため、世界から人材の集う「**知の拠点**」**国際高等研究所**を形成し、**カリフォルニア大学バークレイ校等から世界レベルの研究者を招へい**。最先端国際共同研究の成果を教育へ転用

### 名古屋大学

四半世紀にわたるアジア法整備支援の蓄積を踏まえ、**アジア各国の大学の協力**を得て、**法学等のアジアキャンパスを設置**。各国の**専門家・政府高官に博士号を授与**する環境を整備

### 大阪大学

認知脳システム学や光量子科学等について、**カリフォルニア工科大学**や**フランス国立科学センター**から世界トップクラスの研究者を招へいし、**国際的研究者が集う拠点を形成**

### 群馬大学

全学教員ポストを学長のリーダーシップで再配置可能な組織としたうえで、**重粒子線治療の強みを活かした総合腫瘍学等**に関する教育研究拠点を**海外研究機関から研究者を招へい**して形成

### 東京医科歯科大学

海外拠点地域にある**チリ大学、チュラロンコン大学等とジョイントディグリーコースを設置**し、国際性豊かな医療人の養成を推進するとともに、世界競争力の強化及び**日本式医療技術の国際展開**に貢献

### 京都大学

工・理・医薬系の各分野トップレベルの研究者を**ハーバード大学やオックスフォード大学等から招へい**し、国際連携**スーパーグローバルコース(仮称)**を構築。大学院生への研究指導を通じて**世界と競う人材を育成**

### 九州大学

国際コースの拡充や**新規採用教員の5年間英語講義**提供の必須化などの展開を見据えつつ、**欧米の大学(リース大学等)との連携**による「**国際教養学部(仮称)**」を設置

## 各分野における抜本的機能強化

### 秋田大学

鉱山学部の蓄積を活かした**国際資源学部**を中心に、**国内外の資源に関わる企業・政府機関等の多様な分野で活躍できる人材の養成**を行い、我が国の資源・エネルギー戦略に寄与。同時に教育文化学部、理工学部を含めた**全学的な組織再編成**による人的資源を再配置

### 東京工業大学

「**世界標準の教育**」を保証するため、**世界トップクラスの大学のカリキュラムに対応した教育システムへの転換**を図る。MIT等の海外トップ大学から研究者等を招へいし、**世界の理工系人材の交流の拠点化**を推進

### 福島大学

**福島の復興・再生・発展**のために、環境放射能研究所を**環境放射能の動態と影響を解明する先端研究拠点**として機能を強化し、新たに5部門13研究分野を設置して研究機能及び研究拠点としての運営力を強化

### 福井大学

教職大学院を**附属学校**に置き、大学ではなく**附属学校を拠点校として教師教育を展開**。拠点校に教職大学院の教員が出向き教育実践を行うことで、**福井県全8,000人の教員の資質向上**に寄与

### 一橋大学

**学士課程プログラムの改革を推進**し、新入生全員を対象とした短期語学留学を必修化するとともに、**チューニングによるカリキュラム調整などにより大学教育の国際的な互換基盤を整備**。学位の国際通用性向上を図ることによりスマートで強靱なグローバルリーダーを育成

### 長崎大学

世界トップレベルの**ロンドン大学等と連携した熱帯医学GH(グローバルヘルス)校を創設**。ケニア等の熱帯地域・開発途上国におけるフィールド研究を強化し、WHO等国際機関における**熱帯医学・グローバルヘルス専門家**を育成

# 国立大学改革強化推進補助金(平成25年度採択)

No.	大学名	事業名	事業概要
1	北海道教育大学	教員養成の質の向上を図るための教育学部の抜本的組織改革	課題解決型授業の実施、ステークホルダーの声を踏まえた授業評価及び教育課程評価や全ての教員が学校現場を経験することやテニユアトラック制の導入等により、教員の質の向上を図り、実践的指導力の強化を目指した教員養成の抜本的改革を行う。また、ガバナンス改革を進めるとともに、新学科については企業等から実務家教員の採用等を図り、国際性、創造性を有し、地域を活性化・再生しうる人材の養成を行う。
2	埼玉大学	学部を越えた再編・連携による大学改革 ～ミッションの再定義に基づく研究力と人材育成の強化～	ミッションの再定義において、特定した大学としての強みや特色をさらに伸ばすために、全学的に資源の戦略的再配分を行い、ライフ・ナノバイオ、グリーン・環境、感性認知支援等、強みを有する研究分野への資源集中により研究力強化を図る。また理工系人材育成の量的・質的強化とともに、人文社会系人材育成の質的強化及び教員養成の質的強化に向けた組織再編により教育研究機能を強化する。
3	千葉大学	次世代対応型医療人育成と「治療学」創成のための亥鼻キャンパス高機能化構想	国立大学唯一の医療系3学部(医学・薬学・看護学)と附属病院が結集した亥鼻キャンパスにおいて、学内資源の再配分により、未来医療教育研究機構を司令塔として、医療イノベーション創出とグローバル化に対応するための教育研究組織改革及びガバナンス改革を強力に加速し、次世代の多様なニーズに応える医療人育成機能強化を果たすとともに、全学に改革を展開する。
4	横浜国立大学	世界の持続的発展に資する「リスク共生学」に基づく教育研究拠点の形成	都市イノベーション、安全工学、環境リスク等、これまでの強みを結集し、横断的に「リスク共生学」分野として創設し、グローバル社会が直面するリスク等の課題に対応する先端的研究を行う世界的拠点を構築する。また、その成果を踏まえた分野横断型の新学部を学長裁量ポストの活用他、学内資源の再配分により設置し、我が国の課題である世界の持続的発展に資する理工系グローバルリーダーを養成する。
5	静岡大学	全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化 －ターゲット・アジア人材育成拠点の構築－	グローバルに活躍し経済社会の変革を担うイノベーション人材の育成機能の強化を目的に、地元企業等と連携するアジア人材育成拠点と全学教育マネジメント体制の構築、教育研究組織の柔軟な編成と運営を可能にする教育組織と教員所属組織の分離、人材育成に係る強みと特色をいかした人材資源の再配分による全学的な教育研究組織の再編成に取り組む。
6	九州工業大学	社会と協働する教育研究のインタラクティブ化加速パッケージ ～技術者のグローバル・コンピテンシー獲得へ～	社会が求める技術者のグローバル・コンピテンシー(GCE)の策定・可視化及び国際通用性のある人材養成のための教育プログラムを構築し、アクティブ・ラーニング、グローバル化対応教育を強化する。重点的な教員配置により環境関連工学等の強みをいかした大学院改組の実施とともにガバナンス改革に取り組み、海外教育研究拠点強化等による共同研究・協働教育のグローバル化を加速する。
7	政策研究大学院大学	諸外国の研究大学とアカデミアの知識戦略及びガバナンス戦略の分析に基づく大学改革のリーディングモデルの実践	公共政策大学院大学のリーディングモデルとして、機能強化の取組を進めるため、諸外国のトップスクールのガバナンス戦略等について調査分析を行うとともにその体系化を図り、改革の実現に向けた中長期戦略、具体的なマネジメントシステムを提言する。また、その成果等を活用し、教育プログラムの再編・組織見直しやガバナンス改革を実践するとともに、アジア公共政策教育研究コンソーシアムを構築する。

# 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について（概要）

## 趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

### 2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

## 施行期日

平成27年4月1日

本法律の成立を受けた「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」が、平成26年8月29日に公布（平成27年4月1日施行）。同日、改正法及び改正省令に関する施行通知を发出。